

○	健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	5
○	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	7
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	8
○	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	11
○	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	13
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	14
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	17
○	介護保険法（平成九年法律第二百十三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	18
○	火災類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	20
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	23
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	24
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	25
○	文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．	26
○	健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）（抄）（附則第八条関係）	．．．．．	27

改 正 案	現 行
（特別用途表示の許可） 第二十六条（略） 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 3～7（略） （特別用途表示の承認） 第二十九条（略） 2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは、「<u>貯蔵施設</u>」と読み替えるものとする。	（特別用途表示の許可） 第二十六条（略） 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 3～7（略） （特別用途表示の承認） 第二十九条（略） 2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」と、第二十七条第一項中「<u>製造施設、貯蔵施設</u>」とあるのは「<u>貯蔵施設</u>」と、前条第一号中「<u>第二十六条第六項</u>」とあるのは「<u>次条第二項において準用する第二十六条第六項</u>」と読み替えるものとする。

(事務の区分) 第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	(事務の区分) 第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、<u>第二十六条第二項</u>及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
--	--

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （保育教諭等の資格の特例） 第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 3 施行日から起算して十年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後	附則 （保育教諭等の資格の特例） 第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後

に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
（土地等の貸付け） 第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。 （設立団体が二以上である場合の特例） 第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十	（新設） 第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十

七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百一十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。 255 (略)	七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百一十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。 255 (略)
--	--

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）（抄）（第四条関係）
 ※ 「現行」は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）第二条による改正後（平成三十一年四月一日施行）のもの
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附 則 18 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日</u>」と、第九条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日</u>」とする。	附 則 18 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日</u>」と、第九条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日</u>」とする。

改 正 案	現 行
（市町村の教育委員会の事務） 第五条 （略） 2 （略） 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。 （都道府県教育委員会の事務） 第六条 （略） 2 （略） 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。 （教育委員会と地方公共団体の長との関係） 第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚	（市町村の教育委員会の事務） 第五条 （略） 2 （略） （新設） （都道府県教育委員会の事務） 第六条 （略） 2 （略） （新設） （教育委員会と地方公共団体の長との関係） 第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視

教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公

聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

（新設）

（新設）

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。	
第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。	第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。
2 （略） （公民館の事業又は行為の停止） 第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。	2 （略） （公民館の事業又は行為の停止） 第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。
2 （略）	2 （略）

改 正 案	現 行
（協力の依頼） 第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。 （職員） 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。 2 （略）	（協力の依頼） 第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。 （職員） 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。 2 （略）

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

改 正 案	現 行
（所管） 第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。	（所管） 第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第八条関係）（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）第二条による改正後（平成三十一年四月一日施行）のもの

改 正 案	現 行
（職務権限の特例） 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。 二 （略） 三 （略） 四 （略） 2 （略） （教育機関の所管） 第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こ	（職務権限の特例） 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 （新設） 一 （略） 二 （略） 三 （略） 2 （略） （教育機関の所管） 第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こ

も園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたもののみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 | 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団

も園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱い他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(新設)

体の教育委員会に協議しなければならない。

改 正 案	現 行
第三十四条の八の二（略） ② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 ③（略）	第三十四条の八の二（略） ② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、<u>放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u> ③（略）

改 正 案	現 行
（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二 （略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号から第<u>六号</u>までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 二 次号から第<u>六号</u>までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事 三 第<u>五号</u>に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長	（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二 （略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号から第<u>五号</u>までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 二 次号から第<u>五号</u>までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事 三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長 五 （略） 六 （略） 3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 4・5 （略） （報告の徴収等） 第百九十七条 （略） 2 （略） 3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。 4・5 （略）	（新設） 四 （略） 五 （略） 3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 4・5 （略） （報告の徴収等） 第百九十七条 （略） 2 （略） 3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。 4・5 （略）
--	---

改 正 案	現 行
（譲渡又は譲受けの許可） 第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一・二 （略） 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 四〇六 （略） 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他	（譲渡又は譲受の許可） 第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一・二 （略） 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 四〇六 （略） 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡

譲渡又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号のいずれかに該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を提示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受けに必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃に専ら使

又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受けに必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱ

用されるものについての第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項	経済産業省令	内閣府令
第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで	都道府県知事	都道府県公安委員会

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行い、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が当該許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

ら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

改 正 案	現 行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第三十九条の四―第四十四条の三） 第八章（略） 附則 （削る） （削る）	目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第三十九条の四―第四十四条の五） 第八章（略） 附則 （都道府県知事の經由） 第四十四条の四 第三条第一項の許可を受けようとする者、建設業者及び第十二条各号に掲げる者がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類で国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定める都道府県知事を経由しなければならぬ。 （事務の区分） 第四十四条の五 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案	（委員の任期） 第三十条 委員の任期は、二年（都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 （略）
現 行	（委員の任期） 第三十条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 （略）

改正案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）					
法律	事務	（略）	（削る）	（略）	（削る）	（略）	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）
							第十条第三項、第十一条第一項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
現行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）					
法律	事務	（略）	建設業法（昭和二十四年法律第百号）	（略）	（略）	（略）	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）
			第四十四条の四の規定により都道府県が処理することとされている事務				第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

○ 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）（抄）（附則第七条関係）
 ※ 「現行」は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）附則第五条による改正後（平成三十一年四月一日施行）のもの

改 正 案	現 行
（地方文化芸術推進基本計画） 第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。） 町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 2 （略）	（地方文化芸術推進基本計画） 第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。） 町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第二号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 2 （略）

改 正 案	現 行
第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。 （略） 第三十四条中「第二十七条第一項（第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（第六十三条第二項）」に改め、同条を第六十八条とする。 （略） 第二十九条第二項中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七条」を「第六十一条」に改め、同条を第六十三条とする。 （略） 附 則 （地方自治法の一部改正） 第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 別表第一健康増進法（平成十四年法律第三百三号）の項中「第二十七条第一項（第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（第六十三条第	第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。 （略） 第三十四条中「<u>第二十六条第二項</u>」を「<u>第四十三条第二項</u>」に、「<u>第二十七条第一項（第二十九条第二項）</u>」を「<u>第六十一条第一項（第六十三条第二項）</u>」に改め、同条を第六十八条とする。 （略） 第二十九条第二項中「<u>第二十六条第二項</u>」を「<u>第四十三条第二項</u>」に、「<u>第二十七条の</u>」を「<u>第六十一条の</u>」に、「<u>第二十七条第一項</u>」を「<u>第六十一条第一項</u>」に改め、「<u>、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と</u>を削り、同条を第六十三条とする。 （略） 附 則 （地方自治法の一部改正） 第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 別表第一健康増進法（平成十四年法律第三百三号）の項中「<u>第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項）</u>」を「<u>第四十三</u>

二項」に改める。

第二項及び第六十一条第一項（第六十三条第二項）に改める。